

長市ス第25号
令和5年10月24日

各加盟団体長様

公益財団法人長崎市スポーツ協会
会長川村豊彦
(公印省略)

令和5年度長崎市スポーツ表彰候補者等（個人・団体）の推薦について（依頼）

このことについて、長崎市長から標記表彰候補者の推薦依頼がありました。

つきましては、貴所管において表彰候補者があれば、別添の長崎市スポーツ表彰選考内規を参照のうえ、次のとおりご推薦くださるようお願いします。また、表彰対象要件を精読して下さるようお願いします。

なお、推薦にあたっては、貴所管の関係者及び中体連、高体連等とも連絡を密にし、遺漏のないようにお願いします。

1 表彰の種類

（1）長崎市スポーツ賞

- ① 長崎市スポーツ賞 (個人・団体)
- ② 長崎市スポーツ特別賞 (個人・団体)
- ③ 長崎市体育功績賞 (個人)
- ④ 長崎市社会体育優良団体賞 (団体)
- ⑤ 長崎市スポーツ奨励賞 (個人・団体)

2 推薦の方法 推薦書（各様式）に必要事項を記載のうえ提出する。

※推薦書各様式は、市スポーツ協会ホームページでダウンロードできます。
できない場合はご連絡ください。

3 提出期限 令和5年11月20日（月）市スポ協事務局必着

※ 11月28日(火)開催予定の表彰審査委員会に表彰者の審査を付議します。提出期限に余裕がありませんが、期限の厳守をお願いします。

なお、付議議案作成の都合上、20日までに事務局に到着したもの以外は推薦対象としないので、郵送する場合には2日以上の余裕をもって発送してください。

4 提出及び TEL 850-0874

問合せ先 長崎市魚の町5-1 市民会館6階

(公財)長崎市スポーツ協会事務局あて

TEL 822-0351 FAX 801-1150



公益財団法人 長崎市スポーツ協会
会長 川村 豊彦 様

長崎市長 鈴木 史朗
(公印省略)

「令和5年度長崎市スポーツ表彰」及び「令和5年長崎市表彰」候補者の推薦について（依頼）

日頃から本市のスポーツ振興にご尽力賜り、深く感謝申し上げます。
さて、令和5年2月に「令和5年度長崎市スポーツ表彰」を行います。
つきましては、貴管下の候補者を別添「長崎市スポーツ表彰規則」及び「長崎市スポーツ表彰選考内規」をご参照の上、推薦してくださるようお願いします。
また、令和6年4月には、「令和6年長崎市表彰」を予定しています。貴管下の候補者を別添「長崎市表彰規則」等に基づき推薦してくださるよう併せてお願いします
(裏面※1・※2参照)。
推薦にあたっては関係団体の推薦状況を確認する等連絡を密にし、遗漏のないようにお願いします。

1 表彰の種類・提出物等

表彰の種類	表彰料 支拂期間	提出日 (年齢及び 登録年数)	提出物 候補書	提出期限
長崎市 スポーツ 表彰	①長崎市スポーツ特別賞 (個人・団体)	令和5年 1月25日 ～ 令和5年 1月24日	様式1	※11月27日 以降、新たな 候補者が判 明した場合 は、令和5年1 月24日(水) まで
	②長崎市スポーツ賞 (個人・団体)		様式2	
	③長崎市体育功績賞 (個人)		様式3	
	④長崎市社会体育優良団体賞 (団体)		様式4	
	⑤長崎市スポーツ奨励賞 (個人・団体)		様式5	
長崎市 表彰	⑥市政功労表彰 (個人・団体)	令和5年 2月1日 ～ 令和6年 1月31日	第1号様 式の 1又は2	※表彰式の 際に紹介す るために使 用したしま す
	⑦特別表彰 (個人・団体)		第3号様 式の 1又は2	令和5年 1月31日(火)

○長崎市スポーツ表彰規則

平成21年3月31日

規則第48号

(趣旨)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第20条の規定に基づき、本市のスポーツの普及発展に特に寄与したもの及びスポーツで優秀な成績を収めたものに対する表彰については、別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(平23規則83・一部改正)

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、長崎市スポーツ賞、長崎市スポーツ特別賞、長崎市体育功績賞、長崎市社会体育優良団体賞、長崎市スポーツ奨励賞とする。

(表彰の基準)

第3条 表彰は、次の各号に該当するものについて行うものとする。

- (1) 長崎市スポーツ賞 当該年度において、スポーツで優秀な成績を収めたもの
- (2) 長崎市スポーツ特別賞 当該年度において、スポーツに関し、日本記録の更新その他特に優秀な成績を収めたもの
- (3) 長崎市体育功績賞 スポーツ活動の普及振興に貢献し、特に功績のあるもの
- (4) 長崎市社会体育優良団体賞 地域又は職域の団体で、組織的又は継続的に社会体育活動を行い、その功績が顕著なもの
- (5) 長崎市スポーツ奨励賞 当該年度において、スポーツで優秀な成績を収めた小・中学生及びその他市長が別に定めるもの

(表彰の方法)

第4条 表彰は、表彰状及び記念品又は記念品料を授与して行う。

第5条 表彰を受ける者が、表彰前に死亡したときは、その表彰状及び記念品は、遺族に授与する。

(表彰の期日)

第6条 表彰は、毎年2月に行う。ただし、特に必要があるときは、隨時に行うことができる。

(表彰審査委員会)

第7条 表彰を受けるべきものの選考及び表彰に関する重要な事項を審査するため、長崎市スポーツ表彰審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。
(組織)

第8条 審査委員会は、審査委員長及び審査委員8人以内で組織する。

2 審査委員長は、市民生活部長をもつて充てる。

3 審査委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 市民生活部スポーツ振興課長
- (2) 市民生活部自治振興課長
- (3) 福祉部高齢者すこやか支援課長
- (4) 福祉部障害福祉課長
- (5) こども部こどもみらい課長
- (6) 教育委員会事務局学校教育部学校教育課長
- (7) 教育委員会事務局学校教育部健康教育課長

(平23規則71・平28規則14・一部改正)

(職務)

第9条 審査委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。

2 審査委員長に事故があるときは、審査委員長があらかじめ指定する審査委員がその職務を代理する。

3 審査委員長及び審査委員は、自己に関係を有する事件の調査審議に加わることができない。

(報告)

第10条 審査委員長は、審査の結果について市長に報告しなければならない。

(委任)

第11条 この規則の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年7月20日規則第71号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成23年8月1日から施行する。

附 則(平成23年8月23日規則第83号)

この規則は、平成23年8月24日から施行する。

長崎市スポーツ表彰の選考基準（表彰規則等要約）

表彰の区分	スポーツ特別賞	スポーツ賞	体育功績賞	社会体育優良団体賞	スポーツ奨励賞
個人・団体 表彰の区分	[個人・団体]	[個人・団体]	[個人]	[団体]	[個人・団体]
表彰基準	日本記録の更新、その他特に優秀な成績を収めたもの	スポーツで優秀な成績を収めたもの	スポーツ活動の普及振興に貢献し、特に功績があるもの	地域又は職域団体で、組織的又は継続的に社会体育活動を行い、功績が顕著なもの	優秀な成績を収めた小・中学生及びその他の市長が別に定めるもの
(表彰対象) 次の要件のいずれかに該当する個人及び団体					
<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する個人 ・市内に関係する個人 ・市内に在学する者 ・市内に在学する学校 ・市内所在の団体 					
その他の 表彰対象	—				
選考基準	<p>① オリンピック…出場者 ② アジア競技大会、ユニバーシアード大会、ユースオリンピック競技大会、世界選手権大会等の国際競技会…6位以内 ③ 世界・日本記録更新 ④ 競技水準の高い全国大会で3年以上連続優勝(以降3年刻みとする)</p>				
添付書類	<p>大会プログラム・組合せ・結果一覧（大会参考資料）・顔写真（推薦書に貼付）及び活動中の写真を1枚ずつ</p>				

(注) スポーツ特別賞・スポーツ賞・スポーツ奨励賞の対象は12月末日までに実施の大会分までで、それ以降は翌年度の対象となります。
 小・中学生にあつては、国際大会参加・日本記録更新の場合はスポーツ表彰、その他はすべてスポーツ奨励賞になります。

(公財) 長崎市スポーツ協会

